

喬木村告示第 30 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等であると認定した次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確認できないため、法第 22 条第 10 項の規定に基づき次の通り公告する。

令和 6 年 10 月 1 日

喬木村長 市瀬 直史



- 1 当該特定空家等の所在地  
喬木村 3273 番地 1

- 2 建築物の家屋番号等  
家屋番号 3273 番 1  
種 類 居宅  
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋  
延床面積 113.15 m<sup>2</sup>

附属建物 1  
種 類 物置  
構 造 木造瓦葺 2 階建  
延床面積 84.46 m<sup>2</sup>

附属建物 2  
種 類 倉庫  
構 造 土蔵造瓦葺 2 階建  
延床面積 26.48 m<sup>2</sup>

- 3 所有者等に命じる措置

当該特定空家等について、そのまま放置した場合、倒壊等に伴い隣接する建築物への影響や歩道・道路に面していることから通行人等に甚大な被害を及ぼす等、保安上危険となる恐れがあるため、速やかに解体・撤去するとともに、その敷地内及び建築物内にある動産を搬出し適正に処理すること。

- 4 措置の期限

令和 6 年 10 月 31 日

- 5 喬木村長による措置

所有者等が上記 4 の期限までに上記 3 の措置を行わないときは、法第 22 条第 10 項の規定により、村長又は村長が命じた者、若しくは委任した者（以下「村長等」という。）が、上記 3 に係る保安上の危険を取り除く措置を行う。



6 措置に要した費用の徴収

村長等が当該措置を行った場合、それに要した費用のすべてを所有者等から徴収する。

7 動産等の取扱い

村長等が上記3の措置を行うときは、その敷地内や建築物内に残置されている動産等を撤去し、処分する。動産等について、権利等を主張しようとする者は、上記4の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう問合せ先に通知すること。

8 問合せ先

〒 395-1100

喬木村 6664 番地

喬木村役場 生活環境課 環境林務係

電話 0265-33-5127 FAX 0265-33-4511